

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（令和8年度 第3回）

日時：令和8年6月4日（木）11時00分～11時45分

場所：都庁第一本庁舎 33階南側特別会議室 S6（オンライン併用）

議事次第

1 開会

2 審議事項

第1号議案 令和7年度事業報告及び収支決算

第2号議案 GRAND CYCLE TOKYO 事業協賛推進要綱の改定

第3号議案 スポーツ団体ガバナンスコード セルフチェックシート

3 報告

海外連携について

4 その他

今後の実行委員会スケジュールについて

5 閉会

第1号議案

令和7年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業 事業報告書

以下のとおり本事業を実施した。

(業務内容)

1 各事業の実施計画・調達計画の策定

各イベントで必要となる調達物の種類や数量、価格等を把握するため、基本計画に基づき調達計画を策定した。

2 各事業の運営・実施

運営マニュアル及び進行台本に基づき、以下の業務に係る事業の管理、設営、運営、撤去等、事業実施に付帯する一切の業務を行った。

(1) レインボーライド 2025

ア 開催日 令和7年12月7日(日)

イ 参加者 計5,827名(内訳:ロング4,376名、ミドル975名、ショート476名)

ウ コース お台場エリア周辺 ロング37km、ミドル20km、ショート8km

エ 当日の交通規制について

一般道規制時間 6:00~13:00

首都高速規制時間 4:00~14:00

(2) マルチスポーツ

ア 開催日 令和7年12月7日(日)

イ 参加者 約22,000人

ウ 会場 青海NOP地区(コンテンツ40種類、ステージ、キッチンカー等)

(3) THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025

ア 開催日 令和7年7月13日(日)

イ 内容

ロードレース エリート男子

・国際自転車競技連合(UCI)公認の国際自転車ロードレース(コンチネンタルサーキット class2)として開催

・参加選手 16チーム(海外7チーム・国内9チーム)/93名

・コース 133.8km

ロードレース エリート女子

・参加選手 17名

・コース 33.5km

パラサイクリング

・エキシビジョン走行、パラサイクリング体験等

コース体験ライド

・エリートが走行した直後に、UCI公認大会の一部コースを走行する一般

参加イベント

・参加者 336名

当日イベント

・パブリックビューイング、エリート表彰式、トークショー、コース沿道自治体・関係団体等による展示、キッチンカー 等

3 各事業の広報の実施

(1) 開催前

ア WEBサイト

GRAND CYCLE TOKYO 事業全体（各イベント概要、交通規制のお知らせ、開催レポート等）に関する情報をまとめたWEBサイトを制作した。また、多摩ロードレースの特設サイトも制作した。

イ 各種広報媒体

都のプレスリリース配信と同時に、イベント開催地域に関して発信している媒体（東京都広報媒体）や発信内容に興味を持ちそうな媒体（テレビ・新聞・Webメディア等）へ積極的にアプローチし、露出につながるよう工夫した。

また、SNS（X、Instagram等）では事務局だけでなく、GCTアンバサダーからも情報発信を行い、自転車に興味の薄い層に対してもアプローチを行った。また、事業実施に必要な交通規制等に関する広報も実施した。

(2) イベントへの出展

自転車関連のイベントだけでなく、スポーツ関連のイベントや地域のお祭りにブースを出展し、レインボーライド2025・マルチスポーツ、THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025にかかるPR業務を行った。

(3) 開催当日

さらに事業を盛り上げるために、SNSでの情報発信、ライブ配信、参加者によるSNS投稿を行い、会場にいる参加者だけでなくオンラインでも楽しめる活動を行った。

レインボーライド2025・マルチスポーツでは、TOKYO MXにおいてイベント当日3時間の生放送を実施した。THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025では、J SPORTSにおいて大会の中継動画配信を実施した。

(4) 開催後

当日に撮影した動画の配信等により、事業実施後にも楽しめるコンテンツを制作した。また、WEBサイト上に開催レポートを掲載し、開催当日の様子を伝えた。

4 各事業の運営事務局の運営

(1) 渉外業務

ア レインボーライド2025

コース該当地域の自治体（江東区・港区）、警察、道路管理者等、事業実施のために必要な関係機関と協議、支援、連絡及び調整業務を行った。

イ マルチスポーツ

会場地区管理者、施設管理者、関連企業、出演団体・関係者等事業実施のために必要な関係機関と協議、支援、連絡及び調整業務を行った。

ウ THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2025

コース該当地域の自治体（多摩地域 13 市）、警察、道路管理者、選手招聘に係る各関係者、審判手配等のために必要な協議、支援、連絡及び調整業務を行った。

(2) 関係官公署等への申請手続

施設、道路、鉄道等に関する利用申請等、事業実施のために必要な申請手続を行った。

(3) 会場・諸室の確保

事業の運営、実施、準備等に使用する会場や諸室の確保を行った。

(4) 出演者の選出及び調整

ステージイベントの出演者や司会進行者、招待選手等を選出し、スケジュールや出演交渉等の調整を行った。

(5) コールセンターの設置・運営

各運営事務局にコールセンターを設置し、各事業の内容等に係る一般の方等からの問合せに対して適切に対応した。

5 実行委員会事務局運営

(1) 事業の経理

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会、各種専門部会をはじめとする諸会議に出席した委員に対する報酬の支払いと法定調書作成業務、公認会計士による助言等を実施した。

(2) 事務局窓口の設置・運営

各種調整を行う際の事務局窓口を設置し、運営した。

(3) 実行委員会の開催、準備・運営補助

事業の意思決定機関として、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会、専門部会（臨海・多摩）、事業最適化部会、また諸会議（発注前事業審査委員会、技術審査委員会、業者等選定委員会等）を開催した。開催に当たり、関係者等との連絡調整や必要な資料、議事録の作成を行った。

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 令和7年度収支決算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	備 考
東京都負担金	1,802,200,000	1,728,886,714	
参加料	70,000,000	82,374,000	
協賛金	40,000,000	16,016,930	
収入合計	1,912,200,000	1,827,277,644	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	備 考
事業費等	1,912,200,000	1,827,277,644	
委託料	-	1,822,080,617	別紙委託料内訳のとおり
補償費	-	1,878,995	首都高営業補償関連経費
事務費等	-	2,624,332	収入印紙購入代、物品購入費、送料、振込手数料、委員謝金等
租税公課	-	693,700	消費税、法人住民税均等割
支出合計	1,912,200,000	1,827,277,644	

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事業の業務は適正に行われており、計算書類等は当該年度末の財産状況を適正に記録していることを認めます。

令和8年5月13日 監事 奥村 武博

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 令和7年度収支決算書 委託料内訳

(単位：円)

No.	件名	金額 (円)	備考
1	第2回「THE ROAD RACE TOKYO」(仮称)実施計画策定支援及び運営委託・協賛金等手数料	1,169,993,805	
2	令和7年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託	604,879,000	
3	令和7年度GRAND CYCLE TOKYO実行委員会の運営に係る法律相談等支援業務委託(単価契約)	910,800	
4	令和7年度「レインボーライド2025」イベント開催に伴う首都高速11号台場線交通対策施設設置等業務委託	14,080,000	
5	令和7年度「レインボーライド2025」イベント開催に伴う首都高速11号台場線広報予告看板等設置等業務委託	19,965,000	
6	令和7年度「レインボーライド2025」イベント開催に伴う首都高速11号台場線交通規制等広報業務委託	1,478,400	
7	令和7年度「レインボーライド2025」イベント開催に伴う首都高速11号台場線交通規制に伴う料金所機器操作等業務委託	452,100	
8	令和7年度「レインボーライド2025」イベント開催に伴う首都高速道路通行止めに係る業務委託	1,473,890	
9	令和7年度「THE ROAD RACE TOKYO」ウェブサイトの運用等業務委託	495,000	
10	自転車ロードレースに係る国際競技団体等との連絡調整等業務委託	499,400	
11	レインボーライド2025・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託(協賛金手数料)	7,309,885	
12	その他委託契約等	543,337	
	合計	1,822,080,617	

■これまでの取扱い

当実行委員会では、これまで協賛金及び物品協賛にかかる消費税を「不課税」として取り扱ってきた。

■取扱いの見直し

協賛金等の拠出に係る対価性や、事業の継続性・反復性といった観点から、関係法令を踏まえ、これまでの取扱いを見直し、「課税」として取り扱うこととした。
併せて、法人税及び地方税についても、課税対象として見直しを行った。

■見直しに伴う対応

申告・納税義務があるものについて、迅速かつ適正に処理 → すべて申告・納税済み

○消費税

令和7年度分を申告・納税 478,800円（事業開始後2年間は納税免除）

○法人税

令和5、6、7年度分を申告（所得が無いため納税なし）

○地方税（法人事業税・法人住民税）

令和5、6、7年度分を申告

法人住民税均等割のみ納税 214,900円（所得が無いため法人事業税は納税なし）

第2号議案

GRAND CYCLE TOKYO 事業協賛推進要綱

制定 令和5年9月22日

改定 令和6年4月 1日

改定 令和8年 月 日

(趣旨)

第1 この要綱は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則第17条第2項の規定に基づき、GRAND CYCLE TOKYO 事業として実施する大会・イベント等への企業協賛の推進を図るために必要な事項を定める。

(協賛の対象事業)

第2 協賛の対象事業は次のとおりとする。

- (1) レインボーライド・マルチスポーツ
- (2) THE ROAD RACE TOKYO
- (3) その他 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に関するもの

(協賛の種類)

第3 企業協賛の種類は次のとおりとする。

- (1) オフィシャルパートナー
第2に定める協賛の対象事業に対し、協賛金を提供する企業・団体等（以下「企業等」という。）
- (2) オフィシャルサプライヤー
第2に定める協賛の対象事業に対し、物品又は役務を提供する企業等

2 上記の協賛のほか、大会の趣旨に賛同し、大会の広報、周知、運営、付帯事業等に協力する意向のある企業等とは、個別に協定、申込みに対する承諾等の手続により連携して実施することができる。

(募集及び契約期間等)

第4 オフィシャルパートナー及びオフィシャルサプライヤー（以下「協賛企業」という。）並びに第3第2項に定める企業等（以下「協力企業」という。）（以下これらを総称して「協賛企業等」という。）の募集期間は、原則としてこの要綱の施行された日から第2に定める協賛又は協力（以下「協賛等」という。）の対象事業の開催1か月前までとし、協賛契約及び事業協力の終期は、原則として協賛等の対象事業開催日の属する年度の年度末を上限とする。

(協賛受入れの決定等)

第5 実行委員会は企業等から協賛等の申込みを受けた場合、協賛等の内容と協賛等受入れの対象となる企業等が以下の条件を満たすかを判断し、協賛等受入れの適否を決定する。

- (1) 協賛等の内容が、GRAND CYCLE TOKYO 事業の趣旨に反するものでないこと。
- (2) 協賛等の内容が、GRAND CYCLE TOKYO 事業運営経費軽減の効果を与えるもの又は GRAND CYCLE TOKYO 事業の価値を高める等の実施効果が期待できるものであること。
- (3) 協賛等受入れの対象となる企業等が、政治活動及び宗教活動等に関わるものであると認めるものでないこと。
- (4) 協賛等受入れの対象となる企業等が、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認めるものでないこと。

2 協賛等受入れの適否等に関することにつき、事務局長がこれを決定する。

3 大会の広報、周知、運営、付帯事業等において、事務局長が特に必要と認めた場合は、第1項に規定する条件を満たす企業等に第3第2項に基づく協力を要請することができる。

(手続及び様式等)

第6 協賛企業に係る協賛の受入れ及び契約締結に係る手続は、原則として次のとおり行う。

- (1) 協賛を行う意思のある企業等は、協賛申込書により実行委員会に協賛申込みを行う。
- (2) 実行委員会は(1)による協賛申込みを受け、受入れが適当であると決定した場合、申込みを行った企業等と契約書により契約を締結する。
- (3) 実行委員会は(1)による協賛申込みを受け、受入れが適当でないと決定した場合、申込みを行った企業等にその旨を通知する。
- (4) 実行委員会は、協賛金を受領した場合には、協賛金受領証を当該協賛企業に交付する。ただし、口座振込により受領した場合には、これを省略することができる。
- (5) 協賛企業は、協賛として物品を納品する場合には、実行委員会に対して納品書を提出する。実行委員会は、当該協賛企業から求めがあった場合には、協賛物品受領証を交付する。
- (6) 実行委員会は、協賛として物品の貸与を受ける場合には、貸与を受ける際には協賛物品借受証を、返却する際には協賛物品返却証を、それぞれ協賛企業に交付する。
- (7) 協賛企業は、協賛として役務を提供する場合には、その提供の完了後に実行委員会に対して完了届を提出する。

2 協力企業に係る協賛の受入れ手続は、第1項各号を準用する。ただし、同項(2)に規定する契約書については、協定書、申込みに対する承諾等の手続に読み替える。

3 第1項に定める手続に係る様式等については、実行委員会事務局長が別途定める。

(協賛金の支払)

第7 オフィシャルパートナーとなった企業等による協賛金の具体的な金額や支払日等については、第6(2)に定める個別の契約により定める。

(物品等の提供日等)

第8 オフィシャルサプライヤーとなった企業等による物品又は役務の提供日等については、第6(2)に定める個別の契約により定める。

(協賛企業等に対する特典)

第9 実行委員会は、協賛金又は物品若しくは役務(以下「協賛金等」という。)の対価として、協賛企業等に対して特典を付与することができる。

- 2 協賛企業に対する特典については、第6(2)に定める個別の契約により定める。
- 3 協力企業に対する特典については、個別に協議する。

(協賛金等の使途)

第10 実行委員会は、受領した協賛金を申込・決定した協賛の対象事業の事業費に充てることができる。

- 2 実行委員会は、提供を受けた物品又は役務を、第2に定める協賛の対象事業の準備及び実施に活用する。

(協賛権の販売)

第11 協賛企業の募集に当たり、実行委員会は第2に定める協賛の対象事業の受託事業者(以下「受託事業者」という。)に協賛権の販売をさせることができる。

- 2 受託事業者が複数ある場合、それぞれの受託内容に基づき、販売の範囲を決定する。
- 3 販売の実施に当たり、実行委員会と受託事業者は契約を締結し、販売に係る諸条件を定めるものとする。
- 4 販売において受託事業者は、協賛を希望する企業等の競合排除を実施しないこととする。
- 5 受託事業者は、協賛を希望する企業等から便宜供与を受け当該企業を優遇する等の行為を行わないものとする。

(協賛金等の手数料)

第12 第11第1項に定める受託事業者は、実行委員会が協賛企業から收受した協賛金に応じて、手数料を取得することができる。

また、協賛企業から物品又は役務を提供された場合は、当該物品又は役務の金銭評価額(物品の提供については希望小売価格を、物品の貸与又は役務については通常の提供価格をもとに算出する。)に応じて、手数料を取得することができる。

手数料の具体的な割合及び精算については、第11第3項に定める文書により個別に定める。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、協賛制度の推進に必要な事項は、必要時別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

■概要・経緯

令和8年度より、東京都負担金の申請にあたり、

「スポーツ団体ガバナンスコード セルフチェックシート」の提出及び公表が必要となった。

そのため、GRAND CYCLE TOKYO実行委員会としてのセルフチェックシートを作成し、東京都への提出及びホームページでの公表を行う。

■スポーツ団体ガバナンスコードとは

- ・2019年にスポーツ庁が策定した、**スポーツ団体が適切に組織運営するための原則・規範**
- ・主な対象は、中央競技団体と一般スポーツ団体。
- ・各団体は、ガバナンスコードの遵守状況について、**セルフチェックシートにより自己説明・公表**を行うことが求められている。

■スポーツ団体ガバナンスコードの原則

ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>は、主に以下の6つの観点から原則を定めている。

- ① 適切な団体運営・事業運営
- ② 基本方針の策定・公表
- ③ コンプライアンス意識の徹底
- ④ 公正かつ適切な会計処理
- ⑤ 適切な情報開示の実施
- ⑥ 中央競技団体向けガバナンスコードの個別規定の自主的な運用

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会]

[記載日：令和 8 年 6 月 4 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本実行委員会は法人格を有しない任意団体であるため、本項目は該当しない。	該当なし
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会則を制定し、委員長、副委員長、委員及び監事を置く体制を整備している。委員会運営や意思決定手続等について会則及び各種要綱・規程に基づき適切に運営しており、団体としての実体を備えた運営を行っている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業実施に当たっては、道路交通法、屋外広告物条例等の関係法令を遵守するとともに、東京都との協定等を踏まえ、必要な許認可や安全管理措置等を講じた上で適切に実施している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体運営及び事業運営に当たっては、実行委員会において審議を行った上で実施している。監事を置くとともに、発注・支出の妥当性等を第三者視点から審査するための事業審査委員会や業者等選定委員会などを設置している。また、事業の推進について専門の事項を審議するため、専門部会を設置している。	A

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会則において実行委員会の設置目的及び事業内容を定めるとともに、東京都のスポーツ施策や計画等を踏まえて事業計画を策定し、これらをホームページで公表している。</p>	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>各委員は、東京都や所属団体等で定められたコンプライアンス規程を遵守するとともに、所属元が実施する研修の受講等により、コンプライアンス意識の向上を図っている。</p>	
(2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	該当なし
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本実行委員会は、指導者や競技者等を有しないため、本項目は該当しない。</p>	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>予算管理、契約手続、収入支出手続、帳簿管理等、財務・会計処理に必要な事項については、財務規程において定めている。</p> <p>会計処理に当たっては、東京都における会計処理の方法も踏まえ処理を行っているが、今後、税理士等の相談体制を整備し、より公正かつ適切な会計処理を行っていく。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>東京都分担金について、関係法令、交付要綱、東京都との協定等に基づき、適正に執行している。</p> <p>東京都の関係部署に必要な確認及び報告を行った上で、適切な管理を行っている。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>発注前・支出前には事業審査委員会による審査を実施し、契約や支出内容の妥当性等について外部有識者を含む委員が確認する体制を整備するとともに、外部機関の公認会計士を監事としている。今後、税理士等の相談体制を整備し、より公正かつ適切な会計処理を行っていく。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>情報公開及び個人情報の取扱いについては、東京都の例により、関係法令を踏まえ、適切に対応している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>収支予算及び決算、事業計画及び報告、役職員の選任、事業の企画・実施に係る審議事項など、組織運営に関する情報はホームページで公開している。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
	該当なし
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>該当なし</p>	

① Bike New York

令和8年5月3日のBike New Yorkの開催にあたり、ニューヨーク市にて以下の取組を実施

- Bike New York CEO(Kenneth J.PODZIBA)氏と**今後の海外連携の方向性について意見交換**を実施
- EXPO会場**でブース出展**を行い、**海外からの参加者増に向けて参加ツアーをPR**（チラシ2,600枚配布）
- 大会のスタート地点、走行コース、ゴール地点、エイドステーション等を視察し、今後のレインボーライドの運営等に活用



EXPO会場 GCTブースでのPR

②UCIフォーラム

令和8年5月10日・11日の2026 UCIフォーラムの開催にあたり、アテネ市にて以下の取組を実施

- UCIが**2027年UCIフォーラムの東京開催を公表**
- 東京開催に向けて、**プレゼンテーション、ハンドオーバーを実施**（GCT事業の紹介、自転車を活用した持続可能で包摂的な都市づくり推進のPR等）
- フォーラムのプログラム・運営等を視察し、2027年の東京開催に向けた知見・ノウハウを習得



東京開催のプレゼンテーション

開催時期	内容（予定）
6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ THE ROAD RACE TOKYOの開催概要及び関連契約 ・ レインボーライド参加者募集
8月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ レインボーライド首都高関連契約 ・ レインボーライド交通規制計画
10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ レインボーライド・マルチスポーツ開催概要
令和9年1月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ レインボーライド・マルチスポーツ開催報告
2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会会則等の改定 ・ R9事業計画、予算計画、共催協定